

令和8年度 経営計画

1 経営方針

(1) 業務環境

1) 栃木県の景気動向

栃木県の景気動向は、持ち直しの動きが続いており、個人消費は緩やかに回復、生産活動は横ばいながら底堅く推移し、設備投資も増加が見込まれるなど、改善基調が続いている。

雇用情勢については、改善のテンポが緩やかになっているものの持ち直しの動きが継続している。こうした中、幅広い業種で人手不足が続いている。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるが、今後の物価動向や米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

2) 中小企業を取り巻く環境

景気は持ち直しの動きが続いているが、改善の度合いは企業の規模や業種によりばらつきが大きく、とりわけ中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）においては、原材料価格の高止まりや、人手不足とそれに伴う賃上げ圧力等の影響を大きく受けている。

また、経営者の高齢化や後継者難といった従来からの課題に加え、増大した債務と金利上昇への対応、コスト増加分の価格転嫁等、多くの課題に直面しており、依然として厳しい経営環境に置かれている。

このような環境に対応するため、中小企業者は、デジタル投資や省力化投資、成長投資等により、生産性向上や付加価値向上に取り組むとともに、自らの経営状況を適切に把握し、経営力の強化に努めることが求められている。

(2) 業務運営方針

このような状況下、「中小企業者の成長・発展に向けた伴走支援の進化と地域内連携の強化」を基本方針とした第7次中期事業計画に基づき、令和8年度の業務運営方針を以下のとおりとした。

1) 保証部門

金融機関との連携を一層強化しながら、原材料価格の高止まりや人手不足等、様々な課題に直面する中小企業者への資金繰り支援に取り組むとともに、企業の付加価値向上に向けた前向きな資金ニーズにもきめ細かく対応する。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を推進し、中小企業者の積極的な事業展開を後押しする。さらに、「信用保証協会電子受付システム」の導入促進等により、中小企業者や金融機関の利便性の向上を図る。

2) 期中管理・経営支援部門

関係機関との連携の下、創業や経営改善、事業再生、事業承継支援等、企業のライフステージに応じた各種支援に積極的に取り組む。

また、金融機関や土業団体等と連携した予兆管理の強化に努める等、モニタリングを通じた早期経営支援に積極的に取り組む。

3) 回収部門

効率的な求償権管理により回収の最大化に努めるとともに、事業再生や債務整理等、求償権債務者の再チャレンジ支援に積極的に取り組む。

4) その他間接部門

ガバナンスや危機管理の強化、コンプライアンスの徹底に努め、健全で透明性の高い業務運営を推進する。

また、人材育成や働きやすい職場環境づくり、業務のデジタル化等に取り組むことで、経営基盤の強化を図る。

さらに、SDGsに資する取組を推進し、地域社会への貢献を一層深めるとともに、当協会の金融・経営支援の取組等に関する情報を広く周知するため、積極的な情報発信に努める。

上記方針を踏まえて、各部門における重点課題の解決に全力で取り組んでいく。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

原材料価格の高止まりや人手不足等、中小企業者にとって厳しい経営環境が続いている一方、全体の景気動向としては緩やかな回復基調にあり、業績を伸長させるビジネスチャンスも広がっている。

こうした状況を踏まえ、金融機関との連携を強化し、個々の企業のニーズに応じた資金繰り支援に取り組むとともに、企業のライフステージに応じた資金や、デジタル化・省力化投資等、中小企業者の生産性向上に資する資金ニーズにも積極的に対応することが求められる。

また、中小企業者の積極的な事業展開を後押しするため、経営者保証改革に向けた取組を進める必要がある。

さらに、「信用保証協会電子受付システム」の導入促進等、中小企業者や金融機関の利便性向上を図る必要がある。

以上を踏まえ、令和8年度は以下の課題に重点的に取り組む。

(2) 具体的な課題

- 1) ニーズに応じた資金繰り支援
- 2) 経営者保証改革の推進
- 3) 金融機関との連携強化
- 4) 利便性の向上に向けた取組

(3) 課題解決のための方策

1) ニーズに応じた資金繰り支援

- ①企業や金融機関との対話等を通じて企業の経営実態を的確に把握し、個々の企業の実情に応じた柔軟な資金繰り支援を実施する。
- ②デジタル化による業務の効率化・省力化、生産性向上やイノベーションのための投資等、企業の付加価値向上に繋がる資金ニーズに積極的に対応する。
- ③国の政策保証を活用し、中小企業者の経営の安定に向けた資金調達を支援する。
特に以下の保証については積極的に推進する。
 - ・「セーフティネット保証」…災害や経済危機等により事業活動に影響を受けている中小企業者を支援する。
 - ・「協調支援型特別保証」…金融機関と連携し、事業の継続や成長を支援する。
 - ・「経営改善サポート保証」…経営改善や事業再生に取り組む中小企業者を支援する。
 - ・「モニタリング強化型特別保証」…経営状況の変化の早期把握により、中小企業者の経営力強化を支援する。
- ④中小企業者の負担軽減措置が講じられている地方公共団体の制度融資を積極的に推進する。
また、地方公共団体に対して、制度融資の利便性向上に向けた働きかけを実施する。
- ⑤資金繰り改善に向けた借換保証や条件変更を提案し、中小企業者の事業継続を後押しする。

2) 経営者保証改革の推進

- ①「経営者保証ガイドライン」の趣旨に沿って、経営者保証を不要とする取組を進める。
- ②信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を推進する。
- ③「スタートアップ創出促進保証」や「事業承継特別保証」等、経営者保証を不要とする保証制度を推進する。

3) 金融機関との連携強化

- ①個々の企業の実情に応じて柔軟に保証協会付融資とプロパー融資を組み合わせる等、金融機関と連携・協調し、中小企業者への円滑な資金調達支援に取り組む。
- ②金融機関との日常的な対話や各階層との情報交換を通じ、支援施策や個別企業に係る課題、支援方針等を共有することで、中小企業者に対する支援の強化に繋げる。

4) 利便性の向上に向けた取組

- ①中小企業者の資金調達までのリードタイム短縮や金融機関の事務負担軽減のため、「信用保証協会電子受付システム」の導入促進を図る。
- ②保証事務の効率化や迅速化に向け、保証事務プロセスの見直しやデジタル化を推進する。

【期中管理・経営支援部門】

(1) 現状認識

原材料価格の高止まりや人手不足等、中小企業者を取り巻く厳しい経営環境から、倒産や休廃業が増加している。

このような状況を回避すべく、中小企業者の経営悪化の予兆を早期に把握し、迅速に対策を講じることが重要となる。

また、保証協会付融資の割合が高い企業等については、企業の経営実態や将来性を把握したうえで、企業の状況に応じた支援策を主体的かつ継続的に提案・実施するプッシュ型支援に取り組むことも重要である。

さらに、関係機関との連携を強化し、企業のライフステージに応じたきめ細かな支援を講じるとともに、個々の企業の実情に応じた継続的な伴走支援に取り組むことが求められている。

以上を踏まえ、令和8年度は以下の課題に重点的に取り組む。

(2) 具体的な課題

- 1) 創業及び成長支援の推進
- 2) 早期経営支援の展開
- 3) 経営改善・事業再生・事業承継支援の推進
- 4) 外部連携及び経営支援力向上による支援体制の強化
- 5) 経営支援に係る効果の検証

(3) 課題解決のための方策

1) 創業及び成長支援の推進

- ①創業関連保証等の活用による資金調達支援に加え、創業に関する相談から計画策定時のアドバイス、資金調達後のフォローアップに至るまで、創業者に対する一貫した支援に取り組む。
- ②ビジネスフェアの共催や出展支援等を通じて、中小企業者の新たな事業展開や販路拡大を支援する。
- ③よろず支援拠点や特定分野に知見を有する専門家と連携し、デジタル化や生産性向上等、中小企業者の付加価値向上に向けた取組を支援する。

2) 早期経営支援の展開

- ①中小企業者の経営力強化を後押しするため、金融機関や士業団体等との連携をより一層強化し、「モニタリング強化型特別保証」の活用等により、経営悪化の予兆の早期把握に努めるとともに、状況に応じた適切な支援策を講じる。
- ②決算情報や保証協会付融資の割合等から一定の要件を満たした企業や、金融機関から依頼のあった企業等を支援候補先として選定し、モニタリングの実施等により経営実態の把握に努めるとともに、プッシュ型の支援に取り組む。
- ③金融機関と連携し、「資金繰り予定表」の作成を支援する。作成支援を通じて、早期の段階で経営課題を把握し、必要に応じて経営課題の解決に向けた取組を後押しする等、伴走型の支援に取り組む。
- ④特定の経営課題の解決に取り組む企業に対しては、よろず支援拠点や中小企業診断士等と連携した本業支援を実施する。

3) 経営改善・事業再生・事業承継支援の推進

- ①経営改善支援が必要と判断される企業に対しては、外部専門家派遣による経営改善計画策定支援や、計画策定への費用補助事業の活用を推進するとともに、金融機関の合意形成の場として経営サポート会議を主催する等、適切な支援に取り組む。
- ②事業再生支援が必要と判断される企業に対しては、金融機関や支援機関と連携のうえ、各種再生スキームを活用し、適切な支援に取り組む。
- ③中小企業者の円滑な事業再生に向けた支援体制を構築するため、中小企業活性化協議会との情報連絡会の定期的な開催や職員のトレーニー派遣等を通じて、同協議会との連携を強化し、個別案件の事前相談・案件持込を推進する。
- ④事業承継については、事業承継診断シートを活用し中小企業者への意識づけを促進するとともに、事業承継・引継ぎ支援センターと連携のうえ、円滑な事業承継支援に取り組む。また、事業承継時の資金需要等については「事業承継特別保証」等を活用し、資金調達支援や経営者保証解除に努める。

4) 外部連携及び経営支援力向上による支援体制の強化

- ①金融機関及び関係機関との連携強化と、支援ノウハウや支援施策等の情報共有のため、「とちぎ中小企業支援ネットワーク会議」を開催する。
- ②支援ノウハウや個別企業に対する支援方針等の共有を図るため、支援機関と情報交換会を実施する。
- ③当協会と商工会連合会、よろず支援拠点の3機関で構成する「とちぎ中小企業応援隊」において、企業の情報を共有し、各機関が有する支援ノウハウを活かした実効性のある事業者支援を展開する。
- ④金融機関や商工団体の経営支援人材の育成やネットワークの構築を図るため、よろず支援拠点及び中小企業診断士協会と連携した「事業者支援スキルアップキャラバン」を展開する。
- ⑤中小企業者の多様化する経営課題に対応するため、中小企業診断士等の派遣時の同行訪問や内部研修会の開催、「業種別支援の着眼点」の活用等を通じて、職員の経営支援力の向上に努める。

5) 経営支援に係る効果の検証

①実効性の高い経営支援の展開に向け、経営支援実施先にアンケート調査を実施するほか、これまで取り組んできた経営支援の効果を下記の指標に基づき検証することで、業務の改善に繋げる。

【効果検証指標】	【基準値】	【指標の説明】
売上高増加率 増加企業割合	2つの指標のいずれか一方を達成した企業の割合が50%以上	基準年度中に経営支援を実施した企業のうち、その企業の基準年度決算と2期後決算の売上高の変化率が、零より大きい企業の割合
営業利益率 増加企業割合		基準年度中に経営支援を実施した企業のうち、その企業の基準年度決算と2期後決算の営業利益の変化率が、零より大きい企業の割合
生存（企業）率 比較	経営支援実施企業の生存率が大きいこと	基準時点で返済緩和となっている企業群のうち、基準時点前3か年で経営支援を受けた企業群と、受けていない企業群に分け、それぞれ基準時点後3か年で代位弁済に至らなかった企業の割合

【回収部門】

(1) 現状認識

代位弁済が増加する中、無担保求償権の累増や法的整理の増加により、求償権の管理・回収業務を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このような状況下、求償権管理業務の効率化を図り、回収の最大化に努めるとともに、代位弁済後も事業を継続している企業の再生支援や保証人の生活再建に取り組む等、再チャレンジを視野に入れた対応を進めていくことも求められる。

以上を踏まえ、令和8年度は以下の課題に重点的に取り組む。

(2) 具体的な課題

- 1) 効率的な求償権管理
- 2) 再チャレンジ支援の推進

(3) 課題解決のための方策

1) 効率的な求償権管理

- ①代位弁済前に担保物件や所有不動産の調査を行うなど、初動対応の迅速化を徹底し、早期着手に努める。
- ②債務者や保証人の現状把握に努め、適切な回収方針を決定する。また、状況の変化に応じて適宜回収方針の見直しを行うとともに、必要に応じ法的措置を講じることで回収の最大化を図る。
- ③回収が見込めないと判断される求償権については、管理事務停止を実施し、回収業務の効率化を推進する。

2) 再チャレンジ支援の推進

- ①債務者の実情把握に努め、状況に応じ中小企業活性化協議会へ繋げる等、同協議会を活用した事業再生や債務整理を支援する。
- ②代位弁済後も事業を継続し再生が見込まれる債務者に対しては、関係機関と連携し、金融取引正常化に向けた「求償権消滅保証」の活用を推進する。
- ③「経営者保証ガイドライン」に基づく債務整理の申出に対して適切に対応する。
また、資力に応じて誠実に返済を継続している保証人に対しては、状況に応じて一部弁済による保証債務免除の措置を講じ、生活再建を支援する。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

公的機関として期待される社会的責任や使命を果たすためには、コーポレート・ガバナンスや危機管理体制の強化に取り組み、透明性が高く信頼される業務運営を推進することに加え、人材育成や働きやすい職場環境の整備、業務のデジタル化等を通じた経営基盤の強化が重要となる。

また、「とちぎSDGs推進企業」としてSDGsに資する取組を推進し、地域社会へ一層貢献することが求められている。

さらに、当協会の金融・経営支援の取組に関する情報を、中小企業者や関係機関等へ広く周知するため、積極的な情報発信に努める必要がある。

以上を踏まえ、令和8年度は以下の課題に重点的に取り組む。

(2) 具体的な課題

- 1) 経営の健全性・透明性の向上
- 2) 危機管理体制の強化
- 3) 働きやすい職場環境づくり
- 4) 人材育成
- 5) デジタル化の推進
- 6) SDGsに資する取組の推進
- 7) 積極的な情報発信

(3) 課題解決のための方策

1) 経営の健全性・透明性の向上

- ①計画的なコンプライアンス・プログラムの実施に加え、コンプライアンス委員会や監査等による継続的なフォローアップに取り組むことで、コンプライアンス態勢の強化を図る。
- ②関係機関との緊密な連携の下、反社会的勢力や不正利用等に関する情報の収集・蓄積に努め、同勢力の排除や不正利用の未然防止に取り組む。
- ③事業計画の執行管理を徹底するとともに、内部監査・検査による監督強化を図ることで、適正な業務運営を行う。
また、事業実績やコンプライアンスの状況について外部評価委員による評価を受けるほか、適時適切な情報公開を行う等、経営の透明性を確保する。
- ④予算の執行管理を徹底するほか、職員向け決算説明会を通じてコスト意識の醸成を図る。安全性及び流動性に配慮した効率的な資金運用等の取組を通じて、健全かつ強固な財務基盤の確立に取り組む。

2) 危機管理体制の強化

- ①災害や感染症等の緊急事態発生時における事業継続計画の実効性を高めるため、内部研修やBCP訓練等を実施する。
- ②情報セキュリティ管理を徹底するとともに、保証協会システムセンター株式会社と連携し、被災時を想定したシステム運用の確認・テストを実施する等、システムの安定稼働に努める。

3) 働きやすい職場環境づくり

- ①時間外労働の抑制や有給休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進める。
- ②健康経営に取り組むことで、職員の健康の維持・増進を図るとともに、セミナーの開催等を通じ、メンタルヘルスケアを推進する。
- ③育児・介護目的の休業・休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めるとともに、男性職員を含め、休業・休暇の取得を促進する。

4) 人材育成

- ①外部講師による多様な内部研修会の開催や外部研修への職員の派遣、各部署におけるOJTの実施等を通じて、協会業務を担う人材の育成に努める。
- ②職員の成長を後押しするため、通信教育の受講や資格取得等を奨励し、職員の自己啓発意欲の高揚を図る。
- ③全国信用保証協会連合会等への職員の出向により関係機関との人材交流を深めるとともに、他の保証協会への業務視察等を通じて、業務に関する多様な知識・ノウハウや新たな発想を取り入れ、職員全体のレベルアップに繋げる。

5) デジタル化の推進

- ①外部とのデータ授受や情報共有にクラウドサービスを活用することで、利便性の向上に努める。
- ②生成AIの活用により、資料作成・データ整理等の定型業務の自動化や、チャットボットによる業務支援機能の構築に取り組むことで、業務の効率化と生産性向上に努める。

6) SDGsに資する取組の推進

- ①栃木県と締結した「SDGsの推進に関する連携協定」に基づき、「とちぎSDGs推進企業応援保証」の利用を促進すること等により、中小企業者へのSDGsの普及・啓発に取り組む。
- ②サステナブル経営に取り組む中小企業者に対し非財務情報診断サービスを提供するとともに、同サービスの利用を要件とした「サステナブル経営推進保証」を推進する。
- ③県内のプロスポーツチームや学生起業家公募コンテスト、教育美術展、ユネスコ無形文化遺産への協賛を実施するほか、学生向けの寄付講座に職員を派遣する等、地域のスポーツ振興や教育・文化活動の支援に取り組む。また、栃木県が実施する森づくり推進事業に引き続き参画し、環境保全に努める。

7) 積極的な情報発信

- ①ホームページのリニューアルを図るとともに、SNSの活用や月報誌の発行、動画制作等により効果的な広報活動を展開する。
- ②テレビやラジオ、新聞等に積極的に情報提供を行う等、メディアを活用し当協会の認知度向上を図る。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	150,000	100.0	98.7
保証債務残高	470,000	97.9	96.5
保証債務平均残高	477,569	97.3	96.6
代位弁済	10,000	105.3	105.3
実際回収	1,200	100.0	103.4
求償権残高	3,408	113.1	110.5

算出の根拠（考え方）

【保証承諾】

原材料高騰や人手不足等、中小企業者にとって厳しい経営環境が続いており、既存債務の借換や経常運転資金等の需要が一定程度見込まれることから、前年度実績見込額と同水準の1,500億円（対前年度実績見込比98.7%）とした。

【保証債務残高】

コロナ関連保証の返済が引き続き進むことで、保証債務残高は緩やかに減少していくと見込まれることから、4,700億円（対前年度実績見込比96.5%）とした。

【代位弁済】

中小企業者にとって厳しい経営環境が続く中、代位弁済企業数が増加傾向にあり、足下においても事故・代位弁済の増加が見られることから、100億円（対前年度実績見込比105.3%）とした。

【実際回収】

無担保求償権の累増や法的整理の増加等により厳しい回収環境にあるが、引き続き回収の効率化・最大化に努めることで、12億円（対前年度実績見込比103.4%）とした。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	6,236	103.5	101.2	1.31
保証料	4,789	99.5	97.9	1.00
運用資産収入	529	127.4	113.1	0.11
責任共有負担金	779	114.1	113.8	0.16
その他	139	122.1	117.0	0.03
経常支出	4,569	102.0	108.1	0.96
業務費	1,846	100.9	120.2	0.39
借入金利息	0	-	-	-
信用保険料	2,436	102.4	99.9	0.51
責任共有負担金納付金	275	115.5	122.1	0.06
雑支出	13	40.2	45.9	0.00
経常収支差額	1,666	107.9	86.0	0.35
経常外収入	12,905	104.6	104.8	2.70
償却求償権回収金	84	100.4	100.8	0.02
責任準備金戻入	3,506	99.5	99.1	0.73
求償権償却準備金戻入	901	122.4	108.6	0.19
求償権補填金戻入	8,413	105.3	107.0	1.76
その他	0	-	0.0	-
経常外支出	13,805	105.1	105.8	2.89
求償権償却	9,324	105.7	108.0	1.95
責任準備金繰入	3,477	100.5	99.2	0.73
求償権償却準備金繰入	995	117.2	110.4	0.21
その他	8	99.0	110.0	0.00
経常外収支差額	▲ 900	-	-	▲ 0.19
制度改革促進基金取崩額	0	-	-	-
収支差額変動準備金取崩額	0	-	-	-
当期収支差額	766	102.7	63.7	0.16
収支差額変動準備金繰入額	245	98.7	63.7	0.05
基金準備金繰入額	521	104.7	63.7	0.11
基金準備金取崩額	0	-	-	-
基金取崩額	0	-	-	-

算出の根拠（考え方）

【保証料】

保証債務残高の減少が見込まれることから、前年度実績見込比97.9%の47億89百万円とした。

【信用保険料】

保証料と同様の理由で、前年度実績見込比99.9%の24億36百万円とした。

【責任準備金繰入】

令和8年度末の保証債務残高の計画値に対し、規定に準じた積立率を乗じて算出した。

※令和8年度末保証債務残高（計画値）

4,700億円（対前年度実績見込比96.5%）

【求償権償却準備金繰入】

令和8年度末の求償権残高の計画値に対し、規定に準じた積立率を乗じて算出した。

※令和8年度末求償権残高（計画値）

34億円（対前年度実績見込比110.5%）

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度中 出えん金	金融機関等負担金			
	県	0	-	-
	市町村	0	-	-
	金融機関等	0	-	-
	合計	0	-	-
	基金取崩	0	-	-
	基金準備金繰入	521	104.7	63.7
	基金準備金取崩	0	-	-
期末 基本 財産	基金	4,868	100.0	100.0
	基金準備金	31,156	102.8	101.7
	合計	36,023	102.5	101.5

制度改革促進基金取崩	0	-	-
制度改革促進基金期末残高	0	-	-

収支差額変動準備金繰入	245	98.7	63.7
収支差額変動準備金取崩	0	-	-
収支差額変動準備金期末残高	17,972	102.2	101.4

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助	0	-	-
基金補助金	0	-	-
地方公共団体からの財政援助	890	100.8	96.8
保証料補給 (「保証料」計上分)	531	104.9	98.7
保証料補給 (「事務補助金」計上分)	95	140.9	118.2
損失補償補填金	263	85.4	87.6
事務補助金 (保証料補給分を除く)	0	-	-
借入金運用益	0	-	-

算出の根拠（考え方）

【基金準備金繰入】

当期収支差額と収支差額変動準備金繰入額の差額にあたる5億21百万円とした。

【収支差額変動準備金繰入】

累積限度額（基本財産の2分の1相当額）の範囲内となる2億45百万円とした。

【地方公共団体からの財政援助】

財政援助対象制度の保証承諾や代位弁済の実績等を勘案し、前年度実績見込比96.8%の8億90百万円とした。

6 経営諸比率

(単位：百万円、%)

項目	算式	比率	対前年度 計画比増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	1.00	0.02	0.01
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.11	0.03	0.02
経費率	経費【業務費＋雑支出】／保証債務平均残高	0.39	0.01	0.07
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.25	0.02	0.05
(物件費率)	物件費【経費－人件費】／保証債務平均残高	0.14	▲ 0.01	0.02
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.51	0.03	0.02
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)／保証債務残高	13.68	0.03	0.30
固定比率	(事業用不動産＋建設仮勘定)／基本財産	0.32	▲ 0.02	▲ 0.02
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	13.51	▲ 0.33	▲ 0.20
求償権による基本財産固定率	(求償権残高－求償権償却準備金)／基本財産	6.70	0.54	0.55
		3,408		
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	13.05倍		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	2.09	0.15	0.17
回収率	回収(元本)／(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	2.70	0.10	▲ 0.13

- (注) 1. 基本財産は、決算処理後のものとする。
2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。